

# 株主の皆さまとの対話

推進体制の強化 ビジネスモデルを創造  
電子マネーの発行  
決済アプリの提供 metapost

## 総会概要

開催日時	2017年6月23日10:00~12:16
開催場所	東京国際フォーラム
来場株主数	2,523名
出席株主数	266,039名

## 第15期定時株主総会を終えて

2017年6月23日、当社第15期定時株主総会を東京国際フォーラムにて開催いたしました。

当日は2,523名の株主さまにご来場いただき、当社からの各種報告の他、株主の皆さまからの様々なご質問・ご意見を受け、当社の考え方をお示しいたしました。

株主総会は、株主の皆さまと直接対話が行える重要な機会と認識し、いただいた様々なご意見を踏まえ、今後とも〈みずほ〉の企業価値向上に努めてまいります。

※当社報告の動画、質疑応答要旨等は、当社HPでご覧いただけます。

総会の概要は、当社HPでご覧いただけます

- 事業報告
- 社長からの報告
- 主な質疑応答の概要

[みずほ 総会](#) [検索](#)

### 一部の株主提案について

一部の株主さまからご提案いただいた議案に対し、当社取締役会は「反対」をいたしました。その考え方は、「第15期定時株主総会 招集ご通知」で事前にお示しておりますが、「よくわからない」とのご意見もいただきましたので、議案としては否決されましたが、相応の賛成率となりました第3号議案（剰余金の配当等の決定機関）について、あらためてご説明し、株主の皆さまのご理解を賜りたいと存じます。まずは、当社のコーポレート・ガバナンス体制について深くご理解をいただいたうえで、議案への考え方をお示します。

### Q 取締役会は、株主に対する責任を果たせる体制なのか？

### A 皆さまの信頼に応え得る先進的なガバナンス体制を確保しています。

当社は、株主の皆さまからの付託にお応えすべく、コーポレート・ガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得る体制を確保しています。

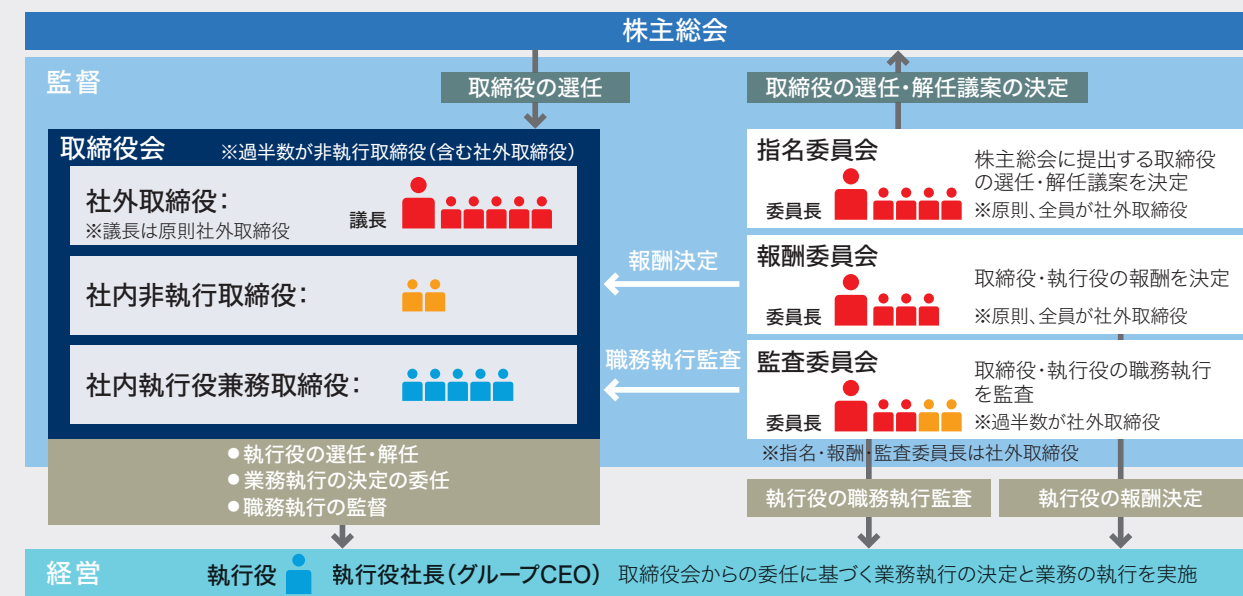
ガバナンス体制の詳細は、当社HPでご覧いただけます

- ガイドライン

[みずほ ガバナンス体制](#) [検索](#)

## 先進的なガバナンス体制

現行の法制下では指名委員会等設置会社が最も有効であると考え、当社は指名委員会等設置会社を選択しています。



### 監督と経営の分離の徹底

〈みずほ〉の経営から独立した社外取締役が中心的な役割を担い、取締役会が経営に対する監督機能を最大限発揮できる体制となっています。

### 経営監督における独立性確保

社外取締役を中心とした法定3委員会により、経営陣の任免・処遇等における意思決定プロセスの透明性・公正性と経営に対する監督の実効性を確保しています。

### 取締役会による充実した審議の実現

取締役会は、執行役社長への「業務執行の決定」の最大限の委任により、取締役会自体は経営の監督や経営方針の議論に特化し、豊富な経験と高い識見を有する取締役によって、経営の根幹に関わる重要案件の審議を深度ある充実したものにしています。

## 株主の皆さまからの信頼に応え得る取り組み

上記体制のもと、株主の皆さまからの信頼に応えるべく、次の通り取り組んでいます。

### ■ 取締役会の責務を果たす運営

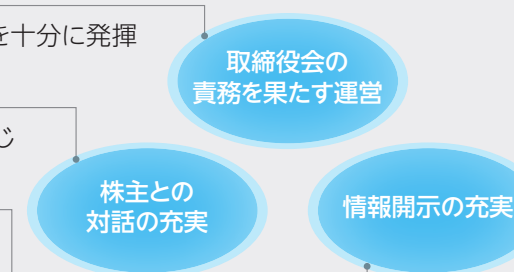
取締役会における議論を一層活性化し、社外取締役の機能を十分に発揮する工夫を実施しています。

### ■ 株主との対話の充実

機関投資家との対話、個人投資家に対する各種IR活動を通じた対話を充実させています。

### ■ 情報開示の充実

ホームページ等を通じ、質の高い情報開示を積極的に実施しています。



**Q** 配当の決定を取締役会で行う理由は？ 株主にとってのメリットは？

第3号議案関連

**A** 当社取締役会は、株主の皆さまからの付託にお応えできるガバナンス体制を整えており、専門性を備えた取締役による徹底した議論のもと、配当を取締役会で経営方針と一体で総合的に判断することが、株主の皆さまの中長期的な利益の最大化につながると考えております。

当社は2014年6月に指名委員会等設置会社へ移行して以来、前頁でご説明のとおり、ガバナンス体制の強化・実効性の向上、対話の充実、積極的な情報開示に取り組み、株主の皆さまの信頼に応え得る体制を構築しております。

自己資本の強化を最重要課題の一つとする当社にとっては、配当を含む資本政策を、経営方針と一体的かつ機動的に決定する必要性は一段と高く、国際的な金融規制等への対応が求められる中、その決定には高度な専門性が重要です。当社取締役会は、豊富な経験や高い知見を有するメンバーで構成されており、高度な専門性を有しております。

株主の皆さまに対する受託者責任を十分果たし得る体制を整えた当社取締役会が、剰余金の配当等を決定することが、中長期的な企業価値向上ひいては株主の皆さまの中長期的な利益につながると考えております。

<当社の考え方のポイント>

<b>総合性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営に関するあらゆる事項（マクロ経済・収益見通し・金融規制等）や非公開情報等を適時に考慮し、機動的な経営を実現</li> <li>● 配当等の資本政策は重要な経営事項であり、経営方針と一体で判断</li> </ul>
<b>専門性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社取締役会は豊富な経験や高い知見を有するメンバーで構成</li> <li>● G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）としてバーゼル規制等の国際的な金融規制の遵守が必要</li> </ul>
<b>ガバナンス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役会議長および指名・報酬委員が全員社外取締役であるなど、高い独立性を確保</li> <li>● ガバナンスの実効性を高め、高い独立性を確保した当社取締役会が配当を決定することは、「コーポレートガバナンス・コード」にも沿った対応</li> <li>● 株主還元方針や剰余金の配当等に関して、取締役会等で繰り返し議論</li> </ul>

**Q** どのような会社が、取締役会のみで配当を決定できるのでしょうか？

第3号議案関連

**A** ガバナンス体制の整った会社が取締役会のみで配当を決定することは、会社法で認められており、「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨にも沿っています。指名委員会等設置会社では、配当を取締役会のみで決定している会社が大半です。

当社は、強靱なガバナンス体制の構築に向け、監督と経営の分離が徹底でき、コーポレートガバナンスの実効性確保に最適な指名委員会等設置会社を選択しています。

会社法では、剰余金の配当等は、定款で定め、会社法で定められた一定の条件を満たせば、配当を取締役会のみで決定することが認められています。また、「コーポレートガバナンス・コード」の補充原則や背景説明においても、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、総会決議事項の一部を取締役会へ委任することが「経営判断に求められる機動性・専門性を確保する観点から合理的な場合がある」と説明されています。

こうしたことから、ガバナンス体制の整った当社が、配当を取締役会のみで決定することは、会社法や「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に沿った対応であると考えております。

また、指名委員会等設置会社では、配当を取締役会のみで決定している会社が大半です。

指名委員会等設置会社では、剰余金の配当等を  
取締役会のみで決定する企業が多い

約75.3%

55社\* (73社中)

日本取締役協会調べの「指名委員会等設置会社リスト」（2017年8月1日時点）および各社HPを元に当社作成  
※当社と同様に、定款において、剰余金の配当等を「株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める」としている指名委員会等設置会社

**ご参考** コーポレートガバナンス・コード補充原則1-1②

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。